

児童手当制度の法改正に伴うお知らせです。

令和4年6月1日から児童手当制度が一部改正となります。

毎年の現況届提出の省略について

1. 東北町では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則、不要とします。

※ただし以下の方等は、引き続き現況届の提出が必要となります。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が東北町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、東北町から提出の案内があった方
(※提出が必要な方には、個別に案内文書を通知させていただきます。)

2. 以下の変更事項等があった方は、その都度、東北町に届出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（※受給者が公務員になったとき）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき 等々

特に別居や東北町外在住の配偶者、子等の異動・変更、受給者が新たに公務員になったときについては、公簿等で確認が難しい場合もあるため、速やかに届出てください。届出が遅れることによって児童手当・特例給付の返還が発生する場合がございます。ご注意ください。